

東京都地域福祉支援計画の位置づけについて

性格	○ 社会福祉法第 108 条に規定された都道府県地域福祉支援計画として策定 平成29年改正法により、区市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定が努力義務化 ○ 現計画期間は、令和 3～8 年度の 6 年間（第 2 期計画）※令和 5 年度に中間見直し
内容	○ 都道府県地域福祉支援に記載すべき事項（社会福祉法第 108 条第 1 項） ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項【共通テーマ】 ② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項【区市町村支援方針】 ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項【人材確保と資質の向上】 ④ 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項【基盤整備】 ⑤ 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備への支援に関する事項【包括的な支援体制の整備に係る支援】

東京都地域福祉支援計画

- これまで、高齢者保健福祉計画、障害者・障害児施策推進計画、子供・子育て支援総合計画等の各分野の法定計画に基づき、福祉施策を推進
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化し、行政、地域住民、福祉関係団体などの連携を進め、分野や世代を超えた支援体制を構築することが求められており、平成30年 3 月に東京都地域福祉支援計画を策定

<位置付け>

東京都地域福祉支援計画では、福祉分野の個別計画との関係において、「屋上屋」とするのではなく、「**4つの役割**」を果たすことにより、都の**総合的かつ計画的な福祉施策の推進を図る**、と整理している。



- ① 各福祉分野に共通する基本的な考え方を示し、都における福祉施策を「**支える**」
- ② 都民の地域生活を支える様々な施策の方向性を示し、個別計画の「**はざまを埋める**」
- ③ 各分野にまたがる共通事項について定め、各福祉分野を「**横につなぐ**」
- ④ 福祉分野にとどまらず、関連する分野に「**広げる**」

<地域福祉支援計画と福祉分野の各計画との関係のイメージ>

